

## 新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
		(新規)
1404. 90	<p><u>1. ココピートれんが</u></p> <p><u>本品は、ココヤシの実の殻から作られる副産物で、植物に必要な栄養分を含まない。</u></p> <p><u>本品は、圧縮されたココピートの軽量ブロックであり、様々な園芸用途の栽培用培地として使用される。</u></p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p> 	
2202. 10	<p><u>1. 炭酸を含まない飲料</u></p> <p><u>本品は、果汁含有率21%の飲料で、小売用にしたものである。本品は、水、砂糖、濃縮還元果汁（ぶどう、レモン、ブラックカーラント、りんご、さくらんぼ及びドラゴンフルーツ）、天然香料、着色料（カラメル色素E150d）及びおたねにんじんエキスから成る。</u></p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p>	(新規)
2203. 00	<p><u>1. フルーツビール（チェリービール）</u></p>	(新規)

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
2505. 10	<p>本品は、アルコール分が3.5%のビールで、以下の二重発酵の醸造工程を経て得られる。</p> <p>—水、大麦の麦芽及び小麦の麦芽の混合物の一次発酵</p> <p>—その他の原料（果汁、砂糖、香料等）の添加</p> <p>—二次発酵</p> <p>—瓶詰め後、殺菌</p> <p>原料は、水（79%）、大麦の麦芽及び小麦の麦芽（11%）、さくらんぼ果汁（5%）、砂糖（4%）、ホップを含む香料及び酸化防止剤並びに甘味料（1%）である。ビールの官能的な特性（味、香り等）を持つ。</p> <p>通則1を適用</p> <p>1. 天然の砂</p> <p>本品は、二酸化けい素を99.5%含む。</p> <p>通則1及び6を適用</p> <p>2. 天然の砂</p> <p>本品は、二酸化けい素を95%含む。</p> <p>通則1及び6を適用</p> <p>1. 天然の砂</p> <p>本品は、二酸化けい素を90%含む。</p> <p>通則1及び6を適用</p> <p>2. 天然の砂</p>	
		（新規）
2505. 10		（新規）
2505. 90		（新規）
2505. 90		（新規）

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
2530.90	<p><u>本品は、二酸化けい素を80%含む。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p>1. くず</p> <p>（省 略）</p> <p><u>通則 4 を適用</u></p>	2530.90	<p>1. くず</p> <p>（同 左）</p> <p><u>（通則 4 の適用による。）</u></p>
2811.22	<p><u>2. 高分散二酸化けい素</u></p> <p><u>本品は、白色で無臭の粉状の二酸化けい素であり、ラベルが貼られた容器に梱包され、正味25グラムのものである。</u></p> <p><u>本品は、水に懸濁されたものを経口摂取することを意図したものである。ラベルによると、本品は、アレルゲン、毒素、細菌、ウイルス等の有害物質と結合し、それらを消化管から除去する多機能腸内吸着剤として使用される。本品は、下痢、中毒、アレルギー及び二日酔いの治療並びに体内浄化に効果があるとされている。本品は、消化管内で分解されることではなく、代謝されることもない。成人の 1 日平均摂取量は、体重 1 キログラム当たり 0.1~0.2 グラムで、3 回に均等に分けて摂取する。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>		<p>（新 規）</p>
3307.90	<p><u>4. 顔用拭き取りシート</u></p> <p><u>本品は、長方形の不織布のシート（10センチメートル×12センチメートル）60枚を小売用に包装したものである。シートには、水（76.8%）、保湿剤（ジプロピレングリコール）</u></p>		<p>（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
3602.00	<p>(DPG) (16%)、ヒアルロン酸ナトリウム (2.2%)、ホホバオイル (2%) 及び乳化剤としての有機界面活性剤 (PEG-6 カプリル/カプリン酸グリセリド及びポリソルベート 20 (3%)) が染み込ませてある。本品は、化粧落とし、クレンジング、引き締め、鎮静、保湿等、顔の皮膚の手入れ用にワンステップで使用することを目的としている。</p> <p><u>通則 1（第 6 部注 2 及び第33類注 4）及び 6 を適用</u></p> <p><b>3. ゲル状硝酸アンモニウム</b></p> <p>本品は、鉱山や採石場で使用される爆薬の製造工程で用いられる。</p> <p>サンプルの分析結果によると、本品は、硝酸アンモニウム (69%)、炭酸カルシウム又は炭酸マグネシウム (0.0125%)、硫酸塩 (0.4%)、塩化物 (0.014%) 及び有機物 (6%) を含んでおり、pHは4.93である。</p> <p><u>通則 1 を適用</u></p>	
3602.00	<p><b>4. ゲル状硝酸アンモニウム</b></p> <p>本品は、鉱山や採石場で使用される爆薬の製造工程で用いられる。</p> <p>サンプルの分析結果によると、本品は、硝酸アンモニウム (78%)、炭酸カルシウム又は炭酸マグネシウム (0.0110%)、硫酸塩 (0.2%)、塩化物 (0.0053%) 及び有機物 (4.5%) を含んでおり、pHは4.7である。</p> <p><u>通則 1 を適用</u></p>	(新規)
3824.40	<p><b>1. 化学品</b></p>	(新規)

## 新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
3926.40	<p><u>本品は、ポリナフタレンスルホン酸ナトリウム（79～89%）から成る物品で、製造工程で生じる水、メタナール及びスルホン酸ナトリウムを含む。本品は粉状で提示され、流动化剤である混合剤としてコンクリートの調製に使用される。</u></p> <p><u>本品は、温度20度において0.5%の濃度で水と混合し、同温度で1時間放置した場合において、水の表面張力を1メートルにつき<math>4.5 \times 10^{-2}</math>ニュートン（1センチメートルにつき45ダイン）以下まで低下させず、平均5未満の単量体から成る。</u></p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p> <p><b>1. プラスチック製の装飾品</b></p> <p>本品は、ペンギンの家族の形をしたプラスチック製の装飾品で、内側から48個のLEDで照らされ、屋外で使用される。本品は、部屋の照明や外灯としては使用されない。</p> <p>2羽のペンギンが相互に取り付けられて一体となったものが高さ23センチメートル、幅26センチメートル、3羽目のペンギンが高さ22.5センチメートル、幅14センチメートルである。電源コードにより、本品と電力3.6ワット、出力電圧24ボルトの変圧器を接続する。光源1個当たりの電力は0.02ワットである。</p> <p>通則1、3（b）及び6を適用 <u>9505.10／1 参照</u></p> <p>（省 略）</p>	3926.40	<p><b>1. プラスチック製の装飾品</b></p> <p>本品は、ペンギンの家族の形をしたプラスチック製の装飾品で、内側から48個のLEDで照らされ、屋外で使用される。本品は、部屋の照明や外灯としては使用されない。</p> <p>2羽のペンギンが相互に取り付けられて一体となったものが高さ23センチメートル、幅26センチメートル、3羽目のペンギンが高さ22.5センチメートル、幅14センチメートルである。電源コードが、本品と電力3.6ワット、出力電圧24ボルトの変圧器を接続する。光源1個あたりの電力は0.02ワットである。</p> <p>通則1、3（b）及び6を適用 (新規)</p> <p>（同 左）</p>

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
		(新規)
7222.30	<p><u>1. ステンレス鋼のソリッド製品（自由鍛造したもの）</u></p> <p><u>本品は、長方形のブロックに成形され、フライス加工により、酸化スケールや脱炭層のような表面の欠陥部を取り除き、寸法及び形状公差（幅、厚さ、真直度等）を満たすように加工されたものである。本品は、プラスチック成形用工具の製造に使用される。本品は、エンドユーザーの要求に応えて、特定の大きさのブランクに切断することができる（水平又は垂直、あるいはその両方）。本品は、熱間圧延又は鍛造あるいはその両方による更なる熱間加工を必要としない。</u></p> <p><u>寸法：203ミリメートル×610ミリメートル×3155ミリメートル及び114ミリメートル×610ミリメートル×3155ミリメートル</u></p> <p><u>化学データ：C：0.35～0.42%、Si：0.6～1.4%、Mn：0.2～0.8%、Cr：13.1～14.1%、V：0.1～0.4%、S：&lt;0.005%、P：&lt;0.030%</u></p> <p><u>通則 1（第72類注 1（e）及び 1（m））及び 6 を適用</u></p> 	
8428.90	<u>3. 室内用給仕ロボット</u>	(新規)

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>本品は、レストランの中で食品を運搬するように設計されたものである。本品は、障害物を認識し回避するためのセンサー、料理を置くための 3 つのトレイ、タッチスクリーンディスプレイ及び 6 つのキャスターを取り付けた電動式の基部を装備したものである。</u></p> <p><u>仕様</u></p> <p><u>一寸法（幅 × 高さ × 奥行）：48 × 118 × 48 センチメートル</u></p> <p><u>重量：50 キログラム</u></p> <p><u>一トレイ当たりの積載能力：10 キログラム</u></p> <p><u>速度：秒速 0.8 メートル（最高速度：秒速 1.5 メートル）</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>  <p><u>8428.90</u></p> <p><u>4. 屋外用配達ロボット</u></p> <p>本品は、食品又は飲料を運搬するように設計されたもので</p>	

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ある。本品は、障害物を認識し回避するためのセンサー、全地球測位システム（GPS）、2つの扉及び6つの車輪を取り付けた電動式の基部を装備したものである。本品は自動運転及び遠隔操作による運転の両方が可能である。</p> <p><u>仕様</u></p> <p>一扉の大きさ：270×200×240ミリメートル</p> <p>一積載能力：15キログラム</p> <p>一最高速度：時速12キロメートル</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p> 	
<p>8467.21</p> <p><u>1. 手持ち式電動ドライバー・ドリル</u></p> <p>本品は、穴あけ用並びにねじの締め付け及び取り外し用に設計されたものである。本品は、電動装置を自蔵し、ツールホルダー（チャック）、蓄電池及び操作制御部（例えば、トルクコントローラー、スピードセレクター、正転・逆転スイッチ及び速度コントローラー）を有するものである。全ての要素は同一のハウジングに収納されている。</p>	<p>（新規）</p>

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
8517. 62	<p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p>20. ワイヤレスヘッドセット</p> <p>（省 略）</p> <p><u>8518. 30／1 参照</u></p> <p>（省 略）</p>	8517. 62	<p>20. ワイヤレスヘッドセット</p> <p>（同 左）</p> <p>（新 規）</p> <p>（同 左）</p> <p>（新 規）</p>
<u>8518. 30</u>	<p><u>1. Bluetooth®ワイヤレスイヤホン</u></p> <p><u>本品は、マイクロホンを自蔵し、ホストデバイスと接続するように設計されており、充電ケース、充電ケーブル及び説明書と共に小売用のセットにしたものである。イヤホンは、オーディオファイル再生を操作するための機能及びホストデバイスへの電話に応答、拒否又は切断するための指示機能を有する。</u></p> <p><u>通則 1（第16部注 3）、3（b）及び 6 を適用</u></p> <p><u>8517. 62／20 参照</u></p> 		

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8528.59</p> <p><u>1. 放送用モニター</u></p> <p><u>本品は、2つの7インチ（18センチメートル）の液晶ディスプレイパネルから成り、操作ボタン、タリーライト、出入力コネクター、電源コネクター及びファンと同一のハウジング内で結合している。各液晶ディスプレイパネルには、SDI入力用BNCコネクターが2つ、GPI信号入力用D-sub15ピンコネクターが1つ及びSDI出力用BNCコネクターが1つある。</u></p> <p><u>本品は、同軸ケーブルを通じてビデオカメラ又はレコーダーから信号を受信し、パネルに映像を表示することができるが、自動データ処理（ADP）機械から信号を受信したり、データを表示したりすることはできない。本品は、赤（R）、緑（G）及び青（B）信号をエンコード又はデコードすることができます。本品は、テレビ放送局のスタジオ及び中継車で使用するように設計されている。本品は、傾きを調整する機能を有し、チャンネルセレクター又はビデオチューナーを内蔵しない。</u></p> <p><u>仕様</u></p> <p><u>－アスペクト比：15：9</u></p> <p><u>－解像度：800×480ピクセル</u></p> <p><u>－視野角：170度（水平方向）、170度（垂直方向）</u></p> <p><u>－ビデオ入力信号：3G／HD／SD シリアルデジタルインターフェイス（SDI）</u></p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p> 	<p>（新規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8528. 62</p> <p><u>3. レーザープロジェクター</u></p> <p><u>本品は、映画館や劇場で使用されるように設計されており、プロジェクター本体と外付けの冷却装置で構成され、ホースで相互に接続されている。プロジェクター本体は、メディアサーバーを有し、HDMI及びRJ45（ネットワークポート）入力を装備している。本品は、チャンネルセレクター又はテレビチューナーを有しない。</u></p> <p><u>本品は、HDMI又はRJ45（ネットワークポート）接続を通じて自動データ処理（ADP）機械と接続する。本品は、主に自蔵したメディアサーバーにファイルとして保存された映画をスクリーンに投影するが、ADP機械から受信したビデオ信号に応じた映像を同時に投影することもできる。</u></p> <p><u>仕様</u></p> <p><u>－解像度：4,096×2,160ピクセル</u></p> <p><u>－輝度：52,000ルーメン</u></p> <p><u>－コントラスト比：2,000：1</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p></p> <p><u>プロジェクター本体（外付けの冷却装置は写真には含まれない）</u></p>	<p>（新規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

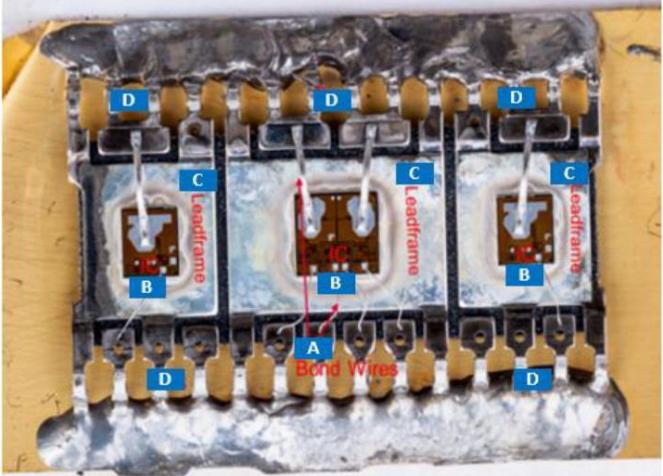
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
8535.90	<p><u>2. 変圧器のブッシング</u></p> <p>本品は、1,000ボルトを超える電圧用で、変圧器の巻線を架空線に電気的に接続するものであり、主に次のものから構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>—電気伝導体</li> <li>—樹脂含浸紙から成る主要な電気絶縁体</li> <li>—磁器又はプラスチック製の外部の絶縁体</li> <li>—カッピング及びコネクター（変圧器側及び外側）</li> <li>—マウンティングフランジ</li> </ul> <p>通則 1（第16部注 2（a））及び 6 を適用</p> 	(新規)
8542.39	<p><u>5. 集積回路 (IC)</u></p> <p>本品は、1つのパッケージ内の 3 つのダイ上に集積化された 4 つのスイッチを結合したものである。4 つの全てのスイッチは、全てモノリシック集積回路であり、半導体製造技術で製造されるが、電気的に相互接続されていない。本品は、その他の能動又は受動回路素子を含まない。</p> <p>スイッチは、電動機を作動させるように取り付けられてい</p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
8542.39	<p>るが、単一の独立したスイッチとしても使用できる。  <u>通則 1（第85類注12（b）（iii））及び 6 を適用</u></p>  <p> <u>A. ボンドワイヤー</u>：金属のワイヤーが IC 及び I/O ピンの間に相互接続する  <u>B. IC</u>：半導体素材の集積回路  <u>C. リードフレーム</u>：半導体ダイ用システムキャリア  <u>D. 端子</u>：IC 及び外部への電気信号の入出力     </p> <p><u>6. デュアルダイホールセンサー集積回路 (IC)</u></p> <p>本品は、1つのパッケージ内に 2 つのリダンダントセンサーを有するものである。2 つのセンシングエレメント（個別の部品ではない）は、同じ横方向に位置している。</p> <p>2 つのセンサーは、モノリシック集積回路であり、半導体製造技術で製造されるが、電気的に相互接続されていない。ダイが製造される際に、全ての部品は、同時に集積されてお</p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>り、その他の能動又は受動回路素子を含まない。  <u>本品は、角度及び位置を検出するように設計されている。</u>  <u>通則 1（第85類注12（b）（iii））及び 6 を適用</u></p> <p>9505. 10</p> <p><u>1. サンタクロースの形をしたプラスチック製の祝祭用品</u></p> <p>本品は、内側から104個のLEDで照らされ、屋外で使用される。高さ55センチメートル、幅28. 5センチメートル、奥行25. 5センチメートルである。電源コードにより、本品と電力3. 6ワット、出力電圧24ボルトの変圧器を接続する。光源1個当たりの電力は0. 03ワットである。  <u>通則 1 及び 6 を適用</u>  <u>3926. 40／1 参照</u></p> <p style="text-align: right;">（新規）</p>	

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	